

保険適用の治療と婚姻関係の確認について

<治療同意について>

保険適用での治療には、奥様だけではなく、原則としてパートナーが来院の上、医師より治療内容の説明を行い、ご夫婦おふたりの同意を確認する必要があります。

特別な事情がありパートナーが来院できない場合は、奥様の診療時に奥様の携帯テレビ電話などで医師と治療の意思確認をすることも可能です。(その際に身分証の提示が必要です)

<同意確認時期について>

タイミング療法・人工授精の治療を受ける方	採卵・移植を受ける方
6か月に1回	治療周期毎

※どちらの場合も、治療周期の初回診察時または治療周期中の診察時に1回、パートナーの同席（またはテレビ電話）が必要です。

<婚姻関係について>

保険適用には病院で婚姻関係の確認が義務付けられました。

保険適用での初回診察時までに必要書類をご準備下さい。

初診時のご提出でも構いません。

☆ご提出書類に不備不足があった場合、再度のご提出をお願いすることがあります☆

<提出書類について> ※下記書類の提出が無い場合は、当院での診療はできません。

○全ての方が提出

当院書式の誓約書	・婚姻関係申告書 ・当院で治療を受けていただく前に
※当院 HP にてダウンロードしていただくか、来院時にお渡しします。	

○婚姻関係により提出

法律婚関係の方	・住民票（同一世帯の場合） ※続柄が記載されているもの ・戸籍謄本（夫婦別世帯の場合） ※夫婦それぞれ1通	} いずれかの書類
事実婚関係で同居の場合	・住民票 ※続柄が記載されているもの ・自治体発行の事実婚証明書 ・子供の認知誓約書（当院書式の誓約書内に記入箇所あり）	
事実婚関係で別居の場合	・戸籍謄本 ※夫婦それぞれ1通 ・自治体発行の事実婚証明書 ・子供の認知誓約書（当院書式の誓約書内に記入箇所あり） ・当院書式の別居理由申告書	} いずれかの書類